

マイナンバーカードに関するお知らせ
コンビニで取得できる証明書の種類が増えます

11月10日から！



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

問住民会計課☎65-8993（総合窓口担当）、65-8994（税務徴収担当）

取得できる証明書（朱書きは追加されたもの）

証明書の種類	手数料（1件あたり）
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書	
課税証明書 ※	

※所得証明書も兼ねており「所得金額」と「課税額」の両方を証明することができます。

利用できる場所

全国のコンビニエンスストアなどマルチコピー機があるお店

利用できる時間

6:30 ～ 23:00　※12月29日～翌1月3日、メンテナンス日を除く

取得に必要なもの

- 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）
- 手数料
- ①か②のいずれか1つ
 - ①マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書を搭載したもの）
 - ②スマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォン

取得方法

①マルチコピー機で「行政サービス」を選び、マイナンバーカードをセット



②マルチコピー機に利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力



③画面上で必要な証明書と部数を選択



④マルチコピー機に手数料を投入する



⑤発行された証明書と領収書を受け取る



注意事項

- 誤って証明書を取得した場合でも、返金や交換はできません。
- 届け出後の内容が証明書に反映されるまでに、時間を要します。
- 暗証番号入力を3回連続で間違えた場合は、住民会計課の窓口で手続きが必要になります。

eLTAXで簡単！ 地方税のキャッシュレス納付

【対象】
自動車税
軽自動車税
固定資産税 など

都道府県や市区町村から届いた納付書にeL-QRがあれば簡単便利に、お支払いサイト・スマホ決済アプリからキャッシュレス納付ができます。

▶STEP 1
スマホ決済アプリからeL-QRを読み取る



▶STEP 2
金額確認→支払い→納付完了！



お支払いサイトでは、クレジットカード、インターネットバンキングで複数の納付書をまとめて納付もできます。

※クレジットカードの場合「F-REGI公金支払いサイト」のシステム利用料がかかります。



詳細動画はこちら（Youtube）

教育委員および固定資産評価審査委員を選任

町議会9月定例会議で、任期満了に伴う教育委員および固定資産評価審査委員の選任議案が原案のとおり可決されました。

これにより、教育委員に滝又豊さん（45歳・名前端）、固定資産評価審査委員に野表儀昭さん（80歳・田子）が選任されました。

教育委員



滝又 豊 さん
任期
令和12年9月30日まで

固定資産評価審査委員



野表 儀昭 さん
任期
令和11年9月30日まで

宝くじ助成を活用

山岸自治会のコミュニティ活動備品を整備

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備など、活力ある地域づくりに対して助成金を交付しています。

令和8年度は、山岸自治会が助成金210万円の交付を受け、山岸自治会館で使用する机や椅子、テレビを整備しました。これらの備品は、地域住民の福祉の向上と地域コミュニティ活動の充実・強化に役立てられます。

問総務課☎65-8982



▲助成を活用して整備した備品（液晶テレビ、机、椅子）

▶宝くじ助成の過去の活用や助成事業の概要など詳しくはこちら（町HP）



12月1日㈫から 岩手県最低賃金が改正されます

岩手県最低賃金の時間額が1,090円に改正されます。

▶岩手県最低賃金改正発効のポイント

- 働く全ての人が対象
 年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、全ての労働者に適用
- 最低賃金未満の労働契約は無効
 最低賃金を下回って支払われた賃金と最低賃金との差額があれば、12月1日の発効日にさかのぼって請求可能
- 岩手県最低賃金の不払いは50万円以下の罰金

▶その他

最低賃金引上げの支援策として、業務改善助成金制度などがあります。詳しくは岩手労働局ホームページをご覧ください。

問岩手労働局労働基準部賃金室☎019-604-3008

最低賃金額との比較方法

実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる岩手県最低賃金を次の方法で比較します。

①時間給
時間給と岩手県最低賃金を比較

②日給
日給を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金を比較

③週給・月給など
賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較

例）年間所定労働日数250日、1日の労働時間7.5時間、月給180,000円

$$\frac{180{,}000\text{円}}{250\text{日}\times 7.5\text{時間}\div 12\text{カ月}} = 1{,}152\text{円}$$

となり、この場合は12月1日発効の岩手県最低賃金額以上となります。

④上記①～③の組み合わせの場合
それぞれの時間額に換算し、それらの合計を最低賃金額（1,090円）と比較